

京都市訓令甲第10号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 閣

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 桦本 賴兼

附則第3項第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表教育長の項第8号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表教育長の項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 1件80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表総務部長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表総務部長の項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表総務部長の項中第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表総合教育センター所長の項第3号を削り、同項第4号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表教育相談総合センター所長の項第3号を削り、同項第4号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長の項中「子育て支援総合センターこどもみらい館長」の右に「及び生涯学習総合センター所長」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

別表生涯学習総合センター所長の項を削る。

別表中央図書館長、伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項第3号を削り、同項第4号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号から同項第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表学校歴史博物館長の項第4号を削り、同項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から同項第9号までを1号ずつ繰り上げる。

別表青少年科学センター所長の項中「青少年科学センター所長」の右に「及び野外活動施設花背山の家所長」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

別表野外活動施設花背山の家所長の項を削る。

別表総務課長の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同項第16号中「2,000,000円」を「5,

000, 000円」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、1件100, 000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表総務課長の項第16号を同項第15号とし、同項第17号を削り、同項第18号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 1件3, 000, 000円以下の工事請負契約及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表総務課長の項第19号及び第20号を削り、同項第21号を同項第18号とする。

別表教育環境整備室長の項第1号中「3, 000, 000円」を「5, 000, 000円」に、「工事施行決定及びこれに伴う経費の支出決定」を「測量及び設計委託の決定」に改め、同項第2号中「2, 000, 000円」を「3, 000, 000円」に、「測量及び設計委託の決定並びにこれに伴う経費の支出決定」を「工事施行決定」に改める。

別表校長及び幼稚園長の項第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)